平成２８年（フ）第２９３号
神奈川県平塚市寺田縄246番地の14　プラザ樹苑Ｂ棟101、前住所神奈川県平塚市片岡1251番地の８
債務者　植松　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９４号
神奈川県平塚市寺田縄246番地の14　プラザ樹苑Ｂ棟101、前住所神奈川県平塚市片岡1251番地の８
債務者　植松　　彩
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１号
山口県防府市三田尻１丁目３番40号　コーポ堀口101号
債務者　竹内　香純
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
愛知県稲沢市井之口大坪町79番地１　井之口団地４－103
債務者　松永恭子こと　李　　恭子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８１号
愛知県春日井市出川町６丁目５－２　リバサイド旭Ａ棟103号室、住民票上の住所愛知県春日井市坂下町３丁目349番地16
債務者　堀田　正純
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８２号
愛知県春日井市高蔵寺町３丁目91番地、住民票上の住所愛知県春日井市坂下町３丁目349番地16
債務者　堀田　　香
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２号
岡山市南区万倍97番地２、旧住所岡山市北区今３丁目25番７号
債務者　髙田　政明
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２号
岡山市中区浜604番地３　402、旧住所福岡市博多区吉塚１丁目45番８－501号
債務者　北村　勇也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０号
岡山市中区清水288番地さつきコーポＡ103
債務者　矢野　照美
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６号
岡山市東区瀬戸町寺地576番地75
債務者　佐野　純子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１号
大分県中津市大字加来2283番地499　永田寿孝方
債務者　南　やよい
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
大分県中津市三光西秣569番地１　市営西秣１戸建　６号
債務者　後藤　美香
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午後３時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９５号
東京都昭島市松原町５丁目23番５号プライムワンビル305号
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３９号
東京都八王子市別所２丁目30番地１－304
債務者　浜崎　睦美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
釧路市新橋大通６丁目１番13号
債務者　中島　澄恵
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
栃木県足利市山下町2567番地３
債務者　植野　和則
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部